

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年7月9日認可した。

平成21年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）獅子王地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮谷地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山北地区